

第6章 高鍋町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の背景

近年高齢化が急速に進み、認知症高齢者や単独・夫婦のみの高齢者世帯の増加も避けては通れない状況になっています。このような中、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人の権利や財産を守る手段として、成年後見制度が始まりました。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28（2016）年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号以下、「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション※、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとし、また、県や市町村に対しては、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

利用促進法では、成年後見制度を活用し、障がい者や認知症高齢者等の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えることを求めています。

2 計画の趣旨

成年後見制度とは、認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

本町では、後見人等の報酬助成支援や、申立てをする親族がいない場合などの町長申立て等を実施しています。町民アンケート調査結果では、成年後見制度について「名前も知らない」の割合が36.1%、「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がともに22.4%となっており認知度が低い状況です。

しかし、町内には多くの高齢者や障がいのある人が生活しており、今後も、サービスの利用支援や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

なおこの計画は、利用促進法第14条第1項の規定に基づき、高鍋町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

また、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

3 高鍋町の成年後見制度に関する現状

(1) 成年後見制度「町長申立て」件数の推移

成年後見制度の町長申立て件数は、現在のところ少ない状況にあります。

本町の成年後見制度「町長申立て」件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者 町長申立て件数	1	4	2	2	2
障がい者 町長申立て件数	0	0	0	1	1

※単位：件（健康保険課及び福祉課調）

(2) 成年後見制度の利用者数の推移

成年後見制度の利用者数については、令和 3 年 6 月 30 日時点では、後見 32 人、保佐 11 人、補助 3 人の計 46 人の方が利用しています。

本町の成年後見制度の利用者数

	令和元年 6 月 30 日時点	令和 2 年 6 月 30 日時点	令和 3 年 6 月 30 日時点
成年後見	34	32	32
保佐	12	12	11
補助	2	2	3
任意後見	0	0	0
計	48	46	46

※単位：人（宮崎県が家庭裁判所提供資料を基に作成した資料）

(3) 全国の認知症高齢者の推計

各年齢の認知症有病率が一定の場合の認知症高齢者の推計をみると、令和 12（2030）年には認知症高齢者の割合が 20.8%と高齢者の 5 人に 1 人が認知症となることが予測されています。

全国の認知症高齢者の推計

		平成 24 年 (2012)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計	人数 (万人)	462	517	602	675	744
	割合 (%)	15.0	15.7	17.2	19.0	20.8

資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26（2014）年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）による速報値

4 課題及び今後の方向性

基本目標 1 利用者に寄り添った制度の運用

【現状と課題】

本町では、急速な高齢化社会の進展に伴い、65 歳以上のみの世帯、高齢化率ともに年々増加しており、今後上昇していくことが予想されています。（本計画の 11 ページ参照）

また、療育手帳保持者数及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数も、近年の障がい者に対する施策が進んだことなどにより、増加傾向にあります。（本計画の 20 ページ参照）

認知症高齢者や障がいのある人等、判断能力が不十分であり、支援が必要な人の増加が予想され、成年後見制度利用の重要性が増していくと考えられます。

認知症などにより判断能力が衰えた人や将来の判断能力の低下に不安を抱く人のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について広く周知を図ることが重要です。

成年後見人の活動は、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の意思を尊重することで、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の重視が必要です。

【町が取り組むこと】

- 制度利用者の意思決定支援・身上保護（心身・生活の状況への配慮）を重視した後見活動が円滑に行われるよう、関係機関とともに後見人等への支援を行います。
- 相談窓口を充実させ、関係機関との円滑な連携を図りながら、支援が必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業の周知や円滑な運用に努め、支援の必要な人が制度の利用につながるよう、成年後見制度の利用支援及び対象者の経済的負担の軽減を図ります。

基本目標 2 地域で支える体制づくり

【現状と課題】

成年後見制度の周知不足により、成年後見制度を必要とされている人への支援が十分に届いていない状況があります。

権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理、コーディネート等を行う司令塔機能を持った中核機関の設置が必要です。

本町では、令和3年4月から児湯郡5町1村の広域により、中核機関である「こゆ成年後見支援センター」を設置しました。今後は、「こゆ成年後見支援センター」を中心にして、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の役割を担い、権利擁護の推進を図っていきます。

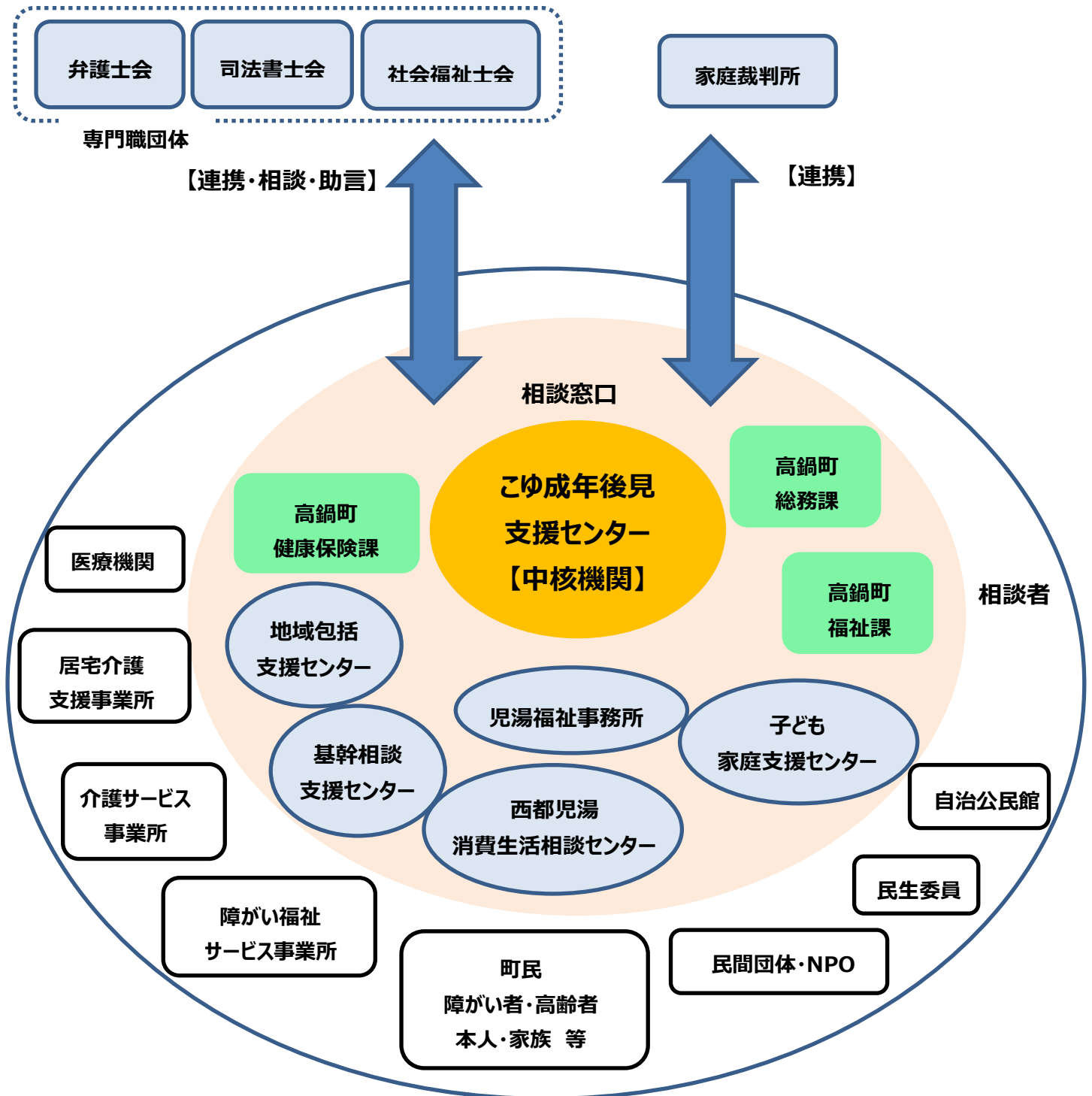
また、町民及び地域とともに、町、家庭裁判所、民間の団体等が連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりが重要であることから、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関「こゆ成年後見支援センター」、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークの構築が必要です。

成年後見制度が、利用者にとって安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要となります。

【町が取り組むこと】

- 地域・関係機関が連携協力を行い、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぎ、本人の意思や状況を把握し、継続的に見守りができる体制を作ります。
- 医療、福祉、司法および関係団体等が互いに連携し、成年後見制度の利用を促進するための「チーム」「協議会」「中核機関 こゆ成年後見支援センター」で構成する、地域連携ネットワークの体制整備を進めます。
- 後見人等の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めます。

高鍋町中核機関イメージ図・関連図



基本目標 3 制度の利用を促進するための周知・啓発

【現状と課題】

本町では、成年後見制度について、制度案内及びこゆ成年後見支援センター設置に関するチラシ等の配付、広報紙での広報等を実施していますが、周知が十分とはいえない状況にあります。

成年後見制度の認知度について、町民アンケート調査結果では、「名前も知らない」の割合が 36.1%、「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」がともに 22.4%となっており認知度が低い状況です。

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがいない、親族の協力が得られない、または経済的理由などから、制度の利用につながらない場合があります。

成年後見制度は、高齢になっても障がいを持っていても、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことのできないものであるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であるため、制度を広く周知し町民生活の中に定着させていくことが必要です。

【町が取り組むこと】

- 制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。
- 中核機関である「こゆ成年後見支援センター」を広く町民へ周知し、権利擁護の推進を図っていきます。
- 制度に対する意識を高め、制度利用の具体的なメリットを感じるように、地域住民向けの講演会等を開催します。
- 地域連携ネットワーク関係者や福祉関係者等の専門的知識の普及のため、関係機関を対象とした研修会等を開催します。
- 各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- 本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人を決める任意後見制度についても周知を行います。